

# 令和8年度全国都市緑化祭実施計画策定業務委託 企画提案募集要領

令和8年度全国都市緑化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、令和8年度全国都市緑化祭実施計画策定業務委託について、次のとおり委託事業者を募集する。

## 1 事業の趣旨・目的

全国都市緑化祭は、都市緑化に対する国民の理解と協力を得ることにより、都市緑化の推進を図り、もって潤いのあるまちづくりに寄与することを目的として開催する。

本業務は令和8年度全国都市緑化祭及び御視察等について、円滑な実施・運営を行うための実施計画を策定するものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度全国都市緑化祭実施計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度全国都市緑化祭実施計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託上限額 5,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 国又は地方公共団体が主催する皇族方参加行事（皇族方に御来臨賜る行事であって、記念式典、記念植樹他で構成され、本企画提案と同規模の招待客に対しセキュリティチェックを行ったものをいう。）について、本企画提案の公告日から起算して10年以内に実施計画策定業務及び実施運営業務を1回以上受注（共同企業体として受注した場合にあっては主たる構成員であった場合の受注に限る。同一行事における一連の行事は1回の実績とみなす。）し、当該事業が公告日前日までに完了していること。なお、当該実績は契約書又は実績報告書等の書類により確認できるものに限る。（構成員の1者のみに求める）

#### 4 参加手続

##### (1) 事務局及び問い合わせ先

令和8年度全国都市緑化祭実行委員会事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部都市計画課内（京都府庁2号館5階）

電話 075-414-5339(直通) FAX 075-414-5183

メールアドレス [toshi@pref.kyoto.lg.jp](mailto:toshi@pref.kyoto.lg.jp)

##### (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：公募開始日～令和7年10月3日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府建設交通部都市計画課ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/toshi/news/ryokkasai.html>)からダウンロードできる。

##### (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年10月3日（金）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）を行った上、応募書類の電子データを4（1）に記載するメールアドレスへメールで送付。

#### 5 事前説明会

実施しない。

#### 6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和7年9月19日(金)午後5時（必着）

(2) 質疑方法：持参又は電子メールにより、4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「令和8年度全国都市緑化祭実施計画策定業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社・団体名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び4（1）の電子メールアドレスを記載すること。ただし、電子メールの場合は、電話により

着信確認をすること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

※企画提案書の評価に係る質問には回答できない。

(4) 回答日時：令和7年9月26日（金）

(5) 回答方法：質問への回答は京都府建設交通部都市計画課ホームページ  
(<https://www.pref.kyoto.jp/toshi/news/ryokkasai.html>) に掲示し、個別には回答しない。

## 7 応募書類

(1) 提出書類（正本1部、副本5部）

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 価格提案書（任意様式。ただし、積算根拠が明確になるよう、本委託業務に係る一切の経費を具体的に記載すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、消費税及び地方消費税相当額を明記すること。）

エ 委任状（様式2）（支社、支店、営業所等に権限を委任する場合に提出）

オ 使用印鑑届（様式3）

カ 類似業務実績調書（様式4。類似業務の実績については、本企画提案の公告日前日までに履行が完了したものに限り。）

キ 同種業務の実績を証する契約書の写し等

ク 京都府税の滞納がないことの証明（京都府内に支店等がない場合は申出書（様式5）を提出すること）

ケ 消費税及び地方消費税の納税証明

※カ及びキについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

コ 共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書（様式6）

（イ）共同企業体協定書（様式7）

（ウ）委任状（様式8）

（エ）使用印鑑届（様式9）

サ 提案事業者概要書（様式10）及び提案事業者の概要が分かるパンフレット等。共同企業体で参加の場合は、構成企業すべてについて提出すること。

シ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

ス 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書作成要領及び令和8年度全国都市緑化祭実施計画策定仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、本企画提案手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- イ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 応募書類の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 応募書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 8 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「令和8年度全国都市緑化祭実施計画策定業務委託 企画提案の評価基準」のとおり

### (2) 評価方法

企画提案書、価格提案書について、評価基準に基づいて、意見聴取会議の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

なお、応募書類の内容について、提出者に対し、書面又は電子メールにより質問することがある。質問に対しては回答期限内（2～3日間を想定）に回答すること。

### (3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ 参加者が1者のみであっても、企画提案が成立することとし、選定を行う。

エ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目において京都府建設交通部都市計画課ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 共同企業体による本企画提案への参加にあたっては、共同企業体のすべての構成員は、別の参加者又は別の共同企業体の構成員になってはならない。
- (4) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (5) 参加表明書を提出した後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 企画提案書作成のために実行委員会から受領した全ての資料は、実行委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。
- (9) 本募集要領に定めのない事項については、実行委員会が決定するものとする。